

制定  
23食産第3923号  
平成24年4月13日  
農林水産事務次官依命通知

## 第1 趣旨

東日本大震災は、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において我が国にとって未曾有の国難である。この東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を早急に図ることが課題である。この課題に対応するためには、東日本大震災からの復旧・復興のために真に必要なかつ有効な施策を実施することが必要不可欠である。

東日本大震災で特に甚大な被害を受けた地域は、豊かな自然、肥沃な土地、水資源に恵まれ、これまでの日本全体の食料の安定供給に貢献してきた。震災の経験を踏まえつつ、被災地に有する資源を食品産業をはじめとする様々な産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスの展開や新産業を創出する「農山漁村の6次産業化」を推進し、日本の再生に繋げていくことが重要である。

東日本大震災復旧・復興農山漁村6次産業化対策事業は、被災地におけるこの「農山漁村の6次産業化」に資する施策を推進することとする。

## 第2 目的

被災地における農山漁村の6次産業化に向けた取組を推進し、新たな市場・付加価値を創出するとともに、農山漁村地域の雇用の確保と農林漁業者の所得向上を推進することを目的とする。

## 第3 事業の種類等

東日本大震災復旧・復興農山漁村6次産業化対策事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表1に掲げるとおりとする。

## 第4 事業の実施

### 1 事業の採択等

採択基準及び対象地域については、食料産業局長又は農村振興局長（以下「食料産業局長等」という。）が別に定める。

なお、農山漁村再生可能エネルギー導入事業（以下「整備事業」という。）の実施に当たって事業実施主体が設定する成果目標の内容並びに達成すべき成果目標の基準及び目標年度（以下「成果目標等」という。）については、食料産業局長等が別に定めるところによる。

### 2 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業を実施するに当たっては、投資に対する効果が適正かどうかを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、次の(1)及び(2)に掲げる事業の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める者が別に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

- (1) 農山漁村再生可能エネルギー導入事業のうち農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業 食料産業局長
- (2) 農山漁村再生可能エネルギー導入事業のうち小水力等農村地域資源利活用促進事業 農村振興局長

## 第5 事業実施計画

### 1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

なお、第4の1により事業実施主体が設定する成果目標等については、事業実施計画に記載するものとする。

### 2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（食料産業局長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1に準じて行うものとする。

## 第6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、東日本大震災復旧・復興農山漁村6次産業化対策事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

## 第7 報告

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

## 第8 事業の評価

整備事業の事業実施主体は、事業実施計画で設定した成果目標等の達成状況及び施設等の利用状況について、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業評価を行い、当該事業の事業実施計画を承認した事業承認者に報告するものとする。

## 第9 収益納付

1 事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。

2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、食料産業局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

## 第10 その他

1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。

3 東日本大震災復旧・復興農山漁村6次産業化対策事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長等が別に定めるところによるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成24年4月13日から施行する。

別表1 (第3関係)

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
<p><b>農山漁村6次産業化対策事業</b></p> <p>1 食料の供給機能強化推進事業</p> <p>2 農山漁村再生可能エネルギー導入推進事業</p> <p>(1) 農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業</p> <p>(2) 小水力等農村地域資源利活用促進事業</p>	<p>被災地の円滑な食料供給体制を構築するため、東北・関東甲信越地域の食品関係事業者、物流事業者、自治体等から構成される協議会を開催する。</p> <p>岩手県、宮城県及び福島県の農山漁村において、農林漁業者等が参画し、太陽光、風力、地熱、バイオマス、小水力等の農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー電気の発電事業を円滑に開始・運営するため、関係者による協議会の開催や地域での合意形成のための取組を行う。</p> <p>1 岩手県、宮城県及び福島県において、小水力、太陽光等再生可能エネルギー供給施設等の導入に係る調査設計等を行う。</p> <p>2 岩手県、宮城県及び福島県において、小水力発電施設の導入に係る案件形成、調査設計等を行う。</p>	<p>1 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>2 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>3 農村振興局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>4 農村振興局長が別に定める者から選定された団体</p>
<p><b>農山漁村6次産業化対策整備事業</b></p> <p>1 農山漁村再生可能エネルギー導入事業</p> <p>(1) 農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業</p> <p>(2) 小水力等農村地域資源利活用促進事業</p>	<p>岩手県、宮城県及び福島県の農山漁村において、農林漁業者等が参画し、太陽光、風力、地熱、バイオマス、小水力等の農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー電気の発電事業のモデル的な取組に必要な発電施設の整備を行う。</p> <p>1 岩手県、宮城県及び福島県において、小水力、太陽光等再生可能エネルギー供給施設及びこれと併せて行う需要施設等の整備を行う。</p> <p>2 岩手県、宮城県及び福島県において、小水力発電施設の整備を行う。</p>	<p>5 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>6 農村振興局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>7 農村振興局長が別に定める者から選定された団体</p>

別表 2 (第 5 関係)

事業実施主体の区分	事業承認者
食料の供給機能強化推進事業の事業実施主体	食料産業局長
農山漁村再生可能エネルギー導入推進事業のうち農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業の事業実施主体	東北農政局長
農山漁村再生可能エネルギー導入推進事業のうち小水力等農村地域資源利活用促進事業（導入支援）の事業実施主体	東北農政局長
農山漁村再生可能エネルギー導入事業のうち農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業の事業実施主体	東北農政局長
農山漁村再生可能エネルギー導入事業のうち小水力等農村地域資源利活用促進事業（施設整備）の事業実施主体	東北農政局長

(注) 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令(平成 12 年政令第 253 号)第 91 条に定める管轄区域である。